

《資 料》

ナポリ王国における授封物の定期金*

藤 田 貴 宏 (訳)

アンジェロAngelo伯が、プッリャPuglia地方のチェリニョーラCerignolaの土地の下級所有者として、当地で農場付きの建物を保有する主席司祭を訴え、かつて当地の宮廷の竈が存していたその農場付き建物が封へと回復されることを求めている。そして、立証項目の中では、回復されるべきとされるのは、ジョズエGiosueが当該建物及び農場を同意を得ることなく上記主席司祭に売却したからであるとされている。審理されたのは次の五点である。すなわち、第一に、上記農場付き建物が上記チェリニョーラの封からの授封物であることが証明されているか否か。第二に、授封物であることが証明されない場合、永借物あるいは定期金負担物と推定されるのか否か。

第三に、伯の財務代行者が買主から定期金乃至収益を受領することによって、権利没収の法について伯自身に不利益が生じると解すべきか否か。第四に、

* 以下は、マッテオ・ダフリットMatteo d'Affitto(マッタエウス・デ・アッフリクティスMattaues de Afflictis: 1447?-1523年)の『ナポリ王国神聖顧問会判決集Decisiones sacri consilii Neapoliani』(1499年初版)の判決decisio129「永借権についてDe iure emphyteutico」(ダフリットによる本文と、16世紀後半以降の版に増補されたチューザレ・ウルスイツリCesare Ursilli[カエサル・デ・ウルスイツリスCaesar de Ursillis]による注記annotatio)の試訳である。訳出に当たっては、フランクフルト・アム・マインの印刷業者ヨーハン・ブリンガーJohann Bringerによる版(1616年刊)に依拠したが、誤植や脱漏が散見されるため、同じくフランクフルトのヨーハン・ファイヤーアーベントJohann Feyerabendによる版(1600年刊)リヨンのジュンティGiunti社による注記増補前の版(1552年刊)、同じくりヨンのサンフォリアン・ベローSymphorien Beraudによる注記付きの版(1608年刊)も参照した。内容については「定期金の概念と類型(5)」(獨協法学第90号)を参照されたい。

封として譲与済みの目的物は封主の同意が無くても譲渡できるとの慣習法が証明されているか否か。第五に、王国内において、不毛地である授封物が領主の同意なく売却された場合、領主はそれを取り戻すことができるのか否か、である。〈1. 封の収益負担物であるが故に授封物であるとの推論は妥当しない。〉第一の問いについては、訴訟手続の中で、当該農場付き建物が授封物であるという点は証明されなかったと判示された。証明されたのは、封に毎年6タリターリの収益があるという点だけであり、勅法彙纂6巻3章「被解放者の労務について」第6法文へのバルトルスの注釈にあるとおり、封の収益負担物であるからといって授封物であるということにはならない。ヤコブス・デ・ベルウイソの封建法書への注釈序論も同じ見解である。〈2. 封の要素は収益ではなく忠誠である。〉その理由は、封建法書2巻24章「恩貸地を喪失する第一の原因は何であったか」第2節へのアンドレアス〔・デ・イセルニア〕の注釈に従えば、封の要素は収益ではなく忠誠であるからとされる。それ故、勅法彙纂1巻2章「聖なる教会並びにその財産及び特権について」第13法文の新勅法引用要約文第1へのキヌスの注釈最終欄では、本来、封のためと言えるのは、誰かが人的奉仕を為す場合であるとされている。物的な奉仕が提供されている場合にも、本来の意味で封とは言えないとされる。〈3. 授封がなければ封は存しない。〉なぜなら、勅法彙纂4巻64章「物の交換、並びに、前書訴権について」第1法文へのバルドゥスの注釈や観察者〔=グイエルムス・デュランティス〕『法の鏡』〔第4巻第3部〕「賃貸借について」の「それでは云々」の節〔=「永代賃借について」〕第85段〔?〕にあるとおり、授封あるいは、授封と解される何かが無ければ、封は存しないからである。学説彙纂45巻1章「言語による債務関係について」第105法文について注釈者たちもそのように述べているし、アレクサンデル〔・デ・タルタグニス〕『助言集』第1巻助言136第3段も同旨である。なお、当該目的物が授封物である旨証人等が述べているとしても妨げにはならない。というのも、当該目的物のために上記のとおり毎年9〔6?〕タリーと15グロッサ支払われている以上、アレクサンデルが前掲助言136第4段で的確な表現でこの点を是認しているように、上記農場付き建物が授封物であるとは証明されていないからである。そして、このような疑念故に、全員一

致で以上のような結論に達した。〈4. 封として譲与されない授封物で、年定期金が支払われているものは、疑わしい場合、永借物と定期金負担物の何れと推定されるべきか。〉第二の問いについては、バルドゥスが前掲勅法彙纂4巻66章第1法文の注釈において、永借契約かあるいは無名契約と推定される旨述べている。また、バルドゥスは勅法彙纂1巻18章「法及び事実の不知について」第5法文の注釈においても同じことを述べていると解され、そこでは、永借契約かあるいは賃貸借契約が存在するとされている。しかしながら、正しくは、勅法彙纂4巻66章「永借権について」第2法文へのアルベリクス・デ・ロサーテの注釈第2段が述べているとおり、むしろ定期金契約と解されるべきである。そこでは、「ある修道院の院長から私が助言を請われた問題について」そのように述べられており、「その修道院の文書の中に、ティティウスが毎年当修道院に対して10セクスタリウスの収穫物のある土地と引き換えに納めると約束した旨の文書が見つかった」とされ、「滞納によってその権利を失うかについては、勅法彙纂4巻66章第1法文を根拠に、どれ程の期間にわたって滞納しているとしても権利を失わない旨私は述べた。というのも、永借契約や小作契約であることが明らかではないからである」、とある。観察者『法の鏡』前掲箇所第86段にあるとおり、喜捨や遺贈における永続的定期金の支払いが滞った場合も同様であり、別書3巻36章「聖堂は司教の管理に服すべきこと」第6節への諸注釈でその旨指摘されている。〈5. 現代の聡明なる博士ヤーソン。〉以上に述べた点は、現代の聡明な博士であるかのヤーソンが勅法彙纂4巻66章第2法文注釈の第223段「第九に問題となるのは云々」 [= 第165番] においてその著述の前提としている [reassumit→sumit?] ところであり、それによれば、ヨアンネス・ファベルの勅法彙纂4巻66章第1法文の注釈だけがこの問題についてふれているとされる。ファベルが言うには、当該地域において永借契約の方が頻繁にみられる場合には永借契約が推定されるが、定期金契約が頻繁にみられる場合には定期金契約が推定される。ところで、ヤーソンは、同じ第2法文への注釈第21段 [= 第42番] で上記アルベリクスのみを引用し、[前掲第2法文注釈の]「第六に問題となるのは云々」 [= 第160番] で述べた点を参照させている。しかし、その箇所でもヤーソンが問題としているのは、四十年にわたっ

て永借人として占有している場合に、それほど長期にわたって永借料を支払っている者は永続的な永借人と推定されるのか、という点であり、その箇所にあるようにヤーソンは両者を区別をしている。我々の問題は、永借人として支払っているのか定期金義務者として支払っているのか明らかではなく、かつ、地域の慣習も援用されていない場合に、何れの契約が推定されるのか、という点であり、先にみたアルベリクススの主張はこの問題に関わるものであった。〈6. 定期金契約によって下級所有権も上級所有権も譲渡される。金銭が支払われている場合、正しくは授封契約は存しない。〉そこで私は〔顧問会の議論に際して〕、チェリニョーラの封の領主に対して6タリーと15グロッサが毎年支払われている当該目的物は当該封の域内存している以上、当該事案は上に述べた諸権威に依拠して判断されるべきではなく、そしてまた、前掲別書3巻36章第6節への諸注釈や同3巻13章「教会財産の譲渡の可否について」第9節へのヨアンネス・デ・イモラの注釈にあるとおり、定期金契約では目的物の全てつまり下級上級何れの所有権も譲渡されたこととなって、王国勅法〔=シチリア王フェデリーコⅠ世（皇帝フリードリヒⅡ世）のメルフィ勅法集=シチリア王国勅法集第3巻第5章「封並びに授封物の取り戻しについて」第一勅法〕「神聖なる記憶に残る勅法云々」にもあるとおり、授封物は全ての所有権が移転されるという仕方では譲渡され得ないのであるから、定期金契約が推定されるという事はあり得ない、と述べた。なお、先に第一の問いについて述べたところも以上の妨げにはならない。なぜなら、そこで私が認めているのは、金銭が支払われている場合、その契約は正しくは授封契約ではなく、ただ目的物が授封物に属しているにすぎないという点であるから。従って、封に属する物が定期金のために譲与できない以上は、定期金のために譲与されたと推定することもやはりできないであろう。〈7. 領主から永代賃借として譲与された授封物が同意無しに賃料と引き換えに譲渡されると没収される。〉以上から帰結するのは、上記農場付き建物が封の領主によって上記賃料と引き換えに永代賃借として譲与されたという点であり、従ってまた、同意無しには譲渡できないことになる。そして仮に同意無しに譲渡し、封の領主がこの過失を根拠に当該目的物が失われた旨主張した場合、領主の同意無く譲渡されたことによって問題が生じたのであ

るから、前掲勅法彙纂4巻66章第2法文にあるとおり、目的物は没収されるのであり、アレクサンデル[・デ・タルタグニス]『助言集』第2巻助言14第1段、同巻助言186第4段、第3巻助言44第1段もこれを是認している。以上の私の見解に多数の同僚諸氏も同意された。これに同調することを望まない諸氏は、前記契約はむしろ定期金契約であると主張した。彼らをそう主張させているのは、アンゲルス・アレティヌスが法学提要3巻24章「賃貸借について」第3節の注釈で述べている点である。〈8. 地上物保有者は地主の同意無くして増価分を売却できず、永借人も同様に売却できない。〉ここでは、永借人が増価分を地主の同意無しに売却できないのと同様に、定期金義務者や地上物保有者もまたそうであり、それ故、領主は定期金だけでなく、定期金を支払う相手方の同意無く定期金負担物を売却させない権利を有している、とされている。そこで私は次のように述べた。すなわち、アンゲルスがこの箇所で言及しているのは、全ての所有権の移転を受ける定期金義務者ではなく、地代の名目で何らかのものを支払っている地上物保有者もしくは定期金義務者であり、つまり、下級所有権のみを有し領主の同意が無ければ譲渡できない定期金義務者である、と。換言すれば、この説が妥当するのは、定期金契約についてであることが明示的に明らかである場合であり、何れの契約なのか推定しようとしている場合はこの限りではなく、封として譲与されたとは言えなくても封に属する物について毎年地代が支払われている場合には、既に述べたとおり、永代賃借として譲与されたと推定されるのである。〈9. 本人によって没収が主張される前に、譲渡者から委託事務管理人に支払われた場合、悪意の本人にとって不利となるのか。〉第三の問いについては、委託事務管理人あるいは財務代行者が、本人から賃料不払いを理由に目的物が没収される旨の主張がある前に、賃料をもたらす目的物の譲渡を受けた者から地代を受領すると、別書3巻18章「賃貸借について」第6節への標準注釈、[ヨアンネス・]アンドレアエの注釈、ヨアンネス・デ・イモラの注釈、そしてまた、勅法彙纂4巻66章第2法文の注釈において諸博士が一致して主張するとおり、本人に不利となるという点に疑いはなく、アレクサンデル『助言集』第4巻助言112第2段やその他の人々もこれを是認している。以上は、要するに、何らかの過失を根拠に目的物を没収できる

ことを委託事務管理人や本人が知っていながら、地代を受領した場合に、そのような過失を許したものと解されるべきかどうか、という問題である。これに対して、委託事務管理人が没収について知らずに、同じく没収について知らない本人のために地代を受領した場合には、疑問が生じる。〈10. 委託事務管理人が知らない場合はどうか。本人は委託事務管理人による事務について知らないと見なされるのかどうか。〉委託事務管理人が行うことは、学説彙纂41巻4章「買主としての使用取得について」第11法文、同41巻10章「自己のための使用取得について」第5節、同30巻1章「遺贈及び信託遺贈について」第57法文への標準注釈、同46巻2章「更改及び取立委任について」第12法文にあるとおり、本人によって知られていない可能性が高いと解される。実際、勅法彙纂7巻32章「占有の取得と保持について」第2法文や学説彙纂41巻4章第2法文10節にあるとおり、本人が悪意であることを示すためには、委託事務管理人の悪意ではなく、本人自身の悪意が要求されている。アレクサンデルは『助言集』第4巻助言63第4段において、この問題についてこれらの法文を援用している。反対に、本人は委託事務管理人や財務代行者に、封に属する目的物の譲渡が自らの同意無く為された旨知らせることができたし、それ故、収益を受領しないように命ずることもできるのであるから、バルトルスが学説彙纂45巻1章「言語による債務関係について」第67法文の注釈末尾、同じく17巻1章「委任訴権及び委任反対訴権について」第29法文の注釈で述べているとおり、委託事務管理人の行為は本人を害する、とも解される。〈11. 委託事務管理人の行為は如何なる場合に本人を害するのか。〉解答：当事案の財務代行者は収益の請求や徴収のために任用されたのであるから、賃料の受領によって本人の権利を譲渡する権能は付与されていないと解される。手掛かりとなるのは学説彙纂14巻3章「支配人訴権について」第5法文15節であり、ルドウィクス〔・ポンタヌス・デ・ローマ〕も『個別論点集』の項目「委託事務管理人」でこの問題について同節を援用している。同じくそのように解されるのは、通常の委託事務管理人は賃料を受領することによって本人の権利を与えることはできないからである【学説彙纂2巻14章「合意について」第28法文、バルドゥスの勅法彙纂8巻54章「贈与について」第6法文の注釈やバルトルスの学説彙纂12巻6章「非債弁

濟の不当利得返還請求訴権について」第6法文の注釈】。更に、本人が善意の委託事務管理人を介して、目的物そのものの没収を望んでいる旨表明したとするならば、そのような表明によって、農場付き建物は本人に帰属したことになり、その結果、別書1巻38章「訴訟委託事務管理人について」第9節へのシチリア大修道院長 [=ニコラウス・デ・トゥデスキス] の注釈、学説彙纂2巻15章「和解について」第13法文へのバルトルスの注釈、別書1巻36章「和解について」第3節へのシチリア大修道院長の注釈、第六書第1巻第19章「訴訟委託事務管理人について」第4節への諸注釈にあるとおり、当該建物について譲渡がいわば行われなかったことになるので、上記表明の後で支払いを受領したとしても本人を害することはあり得ないからである。〈12. 委託事務管理人は支払い受領について期限を猶予することはできない。〉同様に、委託事務管理人は、支払いの受領について、学説彙纂45巻1章第122法文1節やバルドゥスの勅法彙纂8巻42章「更改及び取立委任について」第4法文の注釈にあるとおり、期限を延長することはできず、それ故また、目的物の放棄によって本人を害することを追認したかのような形で支払いを受領することもできない。同様に、当事案の財務代行者も、地代受領のために選任されているのであって、譲渡に同意を与えるために選任されているわけでも【学説彙纂14巻1章「船主訴権について」第1法文12節】、本人に損害を加えるために選任されているわけでもない【学説彙纂17巻1章第60法文4節、同3巻3章「訴訟委託事務管理人及び弁護人について」第49節、同6巻1章「所有物取戻訴権について」第41法文1節】。

〈13. 封として譲与された目的物について領主の同意なく譲渡することを認める慣習法は何を要件としているのか。〉第四の問いには立ち入る必要はない。なぜなら、封として譲与された目的物を保有する者が封主に無断で譲渡できるとの慣習法がチェリニョーラ地方に存することは、勅法彙纂8巻53章「長期の慣習とは何か」第2法文へのアルベリクスの注釈や、学説彙纂1巻3章「法律、元老院議決、長期の慣習について」第32法文、別書1巻4章「慣習法について」第11節で求められている要件に則って適法に証明されていないからである。第五の疑問については、封の保有者は、国王の許可が無くても、不毛地や未開墾地を収益負担付きで譲与できるというのが自明の判断である旨述べられた。

〈14. 封の保有者は、国王の許可が無くても、未開墾地を賃料と引き換えに、当該土地が耕作され収穫を得るとの条件で譲与することができる。〉というのも、アンドレアスは封建法書2巻37章「封主の兄弟を殺害した者は封を失うのか否か」第1節の注釈末尾で、封の保有者は価値の低い目的物を封の所有権に基づき、そこで耕作されその収穫物の一部分が金銭によらずに保有者に納められるとの条件で、譲渡することができ、この場合譲与は有効であり、取り戻されることはない、と述べているからである。ただし、ごく僅かな部分が納められ、詐害行為が推定されるような場合はこの限りではない。私は、建物一つや葡萄畑一つの場合にも同様に解すべきであると考えている。というのも、「国庫財務官によって受理された事案云々」で始まる王国勅法 [=シチリア王国勅法集第1巻第42章「司法官は役人による抑圧行為を罰し回復することができること」第2勅法] にあるとおり、そのようなものは僅かな利益と呼ばれるからである。この点について論拠となるのは、教令集2部事例12問題2第53節とその〔グラティアヌスの〕調和案、学説彙纂30巻「遺贈及び信託遺贈について」第43法文1節への諸注釈である。更には、バルドゥスの勅法彙纂4巻58章「按察官訴権について」第4法文の注釈、ヤコブス・ブトリガリウスの学説彙纂13巻4章「確定地で引き渡されるべきものについて」第10法文の注釈、主席司祭 [=ヨアンネス・アントニウス・デ・サンクト・ゲオルギオ] の教令集1部区別7第1節の注釈にあるとおり、僅かなものについては支払われる必要はないと言われている。

補注

〈1.〉本判決の第一の疑問、すなわち、封から譲与する物は、疑わしい場合、授封物とはならないという点については、アレクサンデル『助言集』第1巻助言136第3段に加えて、[小フランキスクス・]クルティウス『封論』第6番第20頁、デキウス『助言集』助言138第7番及び助言146がこれを是認しており、アンドレアスの封建法書2巻24章第2節の注釈第37番、[アッフリクティス編]『ナポリ慣習法』第1巻第4勅法の文言「しかし授封物については云々」への我がナポリ人[セバステリアヌス]の注釈もそのように考えているし、より詳細には、このアッフリクティスの『両シチリア王国全勅法講解』の王国勅法「神聖なる記憶云々」注釈第23番及び第29番、ヤーソン『助言集』第1巻助

言79や第2巻助言152によって論じられている。それらにおいて特に指摘されているのは、授封物であるためには人的奉仕が提供されねばならないという点、〈2.〉とりわけ、授封物でも、毎年一定量の収益、たとえば、豚の肩肉一つや一秤の香辛料をもたらすような物は授封物ではなく、むしろ無名契約や永借契約によるものであって、それ故、地代の形で寄与するという点、である。ヒッポリュトウス〔・デ・マルシリウス〕『個別論点集』第95番「定期金契約」46頁もこれを是認していて、そこでは、上記のような授封物について区別を設けている。更に、〔カロルス・〕ルイヌス『助言集』第1巻助言42第3番や、私の師であるマルティヌス・フリッキの下位授封にかんする著作の104頁第5番及び240頁第14番も、授封財産の占有者は地代において寄与しなければならないが、忠誠の宣誓を義務づけられないとの結論に達していて、上記の人々の内に数えられる。彼らについては、カッサネオ『ブルゴーニュ慣習法注解』第3章「封について」の文言〈授封物〉注釈99頁第8番及び第9番も言及しており、更に、アレクサンデル『助言集』第5巻助言19第2段第9番でも言及され、そこには、この点を是認するより近時の人々、中でも、大〔フランキスクス・〕クルティウス『助言集』助言48第11番、ヤーンソン『助言集』第2巻助言165以下も見える。コッタ『重要論点集』の項目「金銭」も既に述べた点全てを諸論者の述べるところに依拠して認めている。更には、アンドレアス・デ・イセルニアの封建法書2巻56章「国王大権とは何か」の文言「荷車」への注釈第54番、アレクサンデル『助言集』第3巻助言10及びそこに見える近時の人々もそうである。〈3.〉リーパ『解答集』解答20及び21は、永借人は、たとえ教会の永借人であっても、租税納付を義務づけられているとしている。これは、自らの持ち分について保有税や資産税の支払いを義務づけられている教会の小作人や買主と同じである【学説彙纂39巻4章「徴税請負人、貢納金、没収について」第9法文8節】。ティラクエルス『親族取戻論』第80頁第12番は、この点を是認するバルドゥス『助言集』第1巻助言31に反対している。バルドゥスと同旨なのが、ルーカス・デ・ペンナの勅法彙纂11巻59章「辺境補給地、辺境の土地、沼地、牧草地、軍営地について」第3法文注釈、及び、同巻第58章「完全な放棄地について、並びに、肥沃地の内に不毛地が存する場合」第1法文注釈であり、彼は、更に進んで、封の喪失者からも負担金が支払われるべき旨主張している。パリス〔・デ・プテオー〕『封回復論』11頁及び13頁、同『語句の意味について』の項目「アッテナシアエ」も同旨である。以上に述べたところから二つの結論が導かれる。すなわち、封の収益負担物は、疑わしい場合、授封物ではないという点、そして、負担金によって寄与すべく義務づけられているという点であり、この第二の結論に従えば、相続人や、目的物が授封物であることを証明していない保有者も租税負担を義務づけられることになる旨、神聖顧問会において、封の収益負担物を保有するリマートラ

Limatolaの全住民の事案につき1559年10月に判示された。当該事件の記録者はヨアンネス・ベルナルドゥス・バルサムスである。〈4.〉第二の問題、すなわち、このように収益をもたらす物は、定期金契約と永借契約の何れから収益をもたらすと推定されるのか、について、アッフリクティスは、疑わしい場合には、永借契約に基づくものと見なされるべきものと結論づけていると解される。これに対して、[アントニウス・]カピュキウス『ナポリ王国神聖顧問会判決集』判決103は、疑わしい場合に他に何も明らかでなければ、当該目的物は定期金負担物であると述べており、アレクサンデル『助言集』第2巻助言14第2段もこれに一致するよう見える。先に引用した諸博士の内の幾人か、特に、ヒッポリュトゥス前掲『個別論点集』第95番もそうである。パリス『封回復論』前掲箇所は、アヴェルサAversaの一带では特にこの理解が通用していると指摘している。更に最近では、アイモ[・クラウエッタ]『助言集』助言20及び助言204第20番が的確に指摘しているとおり、もし定期金契約であるとの見解を支持するのであれば、それは文書から別のことが証明されない場合に限られる。デキウス『助言集』前掲助言146への補注者等も、不利益が最小限あるいはより少なくなるべきであるが故に、地主に無断で為された譲渡や、定期金の不払いを理由に没収は生じないとし、要するに、両契約が同視されている。アレクサンデル『助言集』第7巻助言106第3段も同旨であり、これについては上記判決97においてすでに言及されている。私もまた、神聖顧問会における大モルコーネMorcone伯とチルチェッロCircelloの住民の間の訴訟で、後者の弁護人となって、この見解を是認し主張したが、私の主張にもかかわらず、神聖顧問会は、これらの点については以前から疑念が存していたとはいえ、ここでは、我々のアッフリクティスの見解に従って、結局、反対の判決を下した。また、私が思うに、訴訟の対象とされた目的物が没収される旨宣言すべく神聖顧問会を動かしたのは、アッフリクティスの見解に加えて、当該目的物が自治地域として譲渡された旨主張されたからであることが、私の弁論内容も盛り込まれ編集されたグラマティクスの前述『ナポリ王国神聖顧問会判決集』判決77から明らかである。この判決については、後述の判決245〔の補注〕においても、別の事件の説明に際して言及されている。〈5.〉上記事件では更に、チルチェッロの住民が当該目的物を購入し、その後、収益負担のために封として受領したことが私に証明され、このような場合、判決で結論づけられているとおり、封とは言えず、クルティウス前掲『封論』第1部第14番6頁の指摘によれば、譲与者が譲与の際に封を示唆する何らかの文言を用いたとしてもそうであり、アイモもこの点を是認しているにもかかわらず、前述のとおり判示されたのである。〈6.〉第三の問題をめぐり、委託事務管理人あるいは本人が知らずに収益を受領することは彼らに害しないという点については、カッサネオ『助言集』助言22第5番もこれに従っており、そこでは、多くの同調する人々を引用している。

また、ヤーソン『助言集』第2巻助言276、デキウス『助言集』助言185第10番においてもそのように解されている。ただし、後者では、[無断譲渡と収益受領との間に]長い間隔が存する場合に、これを変更し、この場合には本人が知っていたものと推定されるが故に、後から没収を主張できないとしている。同じくデキウスは、長年にわたって収益を受領している教会の高位聖職者やその農場管理人においても、悪意と没収の免除が推定されるという点にも、助言129第3番でふれている。カッサネオ『助言集』助言11第96番でも以上のように解されていて、蓋然的な善意によって収益を受領した本人は没収を免除したとはみなされない旨述べている。ヒエロニウムス・グラトゥス『助言集』第2巻助言95では、如何なる場合が蓋然的な善意にあたるのかが見事に述べられている。

〈7.〉更に、今述べた事柄に関連して、本人が目的物の売買に立ち会っていたということは、小クルティウス『助言集』第2巻助言77第149番によれば、自身を害しないという点に注意すべきであり、〈8.〉小クルティウスはその箇所で、委託事務管理人はたとえ包括的な委任を伴っていても[本人が]目的物の移転を望んでいる旨表明する権限はない、と述べている。アイモ『助言集』助言106でも先のように解されていて、そこには、限りなく類似した見解、すなわち、誰かが一定の金額を受領する場合、その金額が発生する根拠となる契約を是認したと見なされるとの見解が見出される。ルイヌス『助言集』第1巻助言110も同旨である。なお、この主題については、如何なる場合に委託事務管理人が本人を害するのか、ヤーソンの勅法彙纂2巻4章「和解について」第12法文注釈、バルトルスの学説彙纂46巻2章「更改並びに取立委任について」第12法文注釈、ピリッパ・フランキスクスの第六書1巻19章「訴訟代理人について」第4節注釈26頁、アレクサンデル『助言集』第5巻助言が述べていて、より詳細なのは、フェリヌスの別書2巻6章「争点が決定されなければ証人の受理や最終の判決に進んではならないこと」第1節注釈の全体である。

〈9.〉更に、上記の事柄について注意すべきなのは、贈与する権限を有する委託事務管理人は、たとえその相手方やその範囲が表示されていなくても、有効に贈与できるという点である。しかし、この最後の点については、バルトルス、パウルス・デ・カストレンシスの学説彙纂39巻5章「贈与について」第7法文注釈、シグノロルス・デ・ホモデイス『助言集』助言26その他の人々が疑念を唱えている。後記判決168への補注を参照されたい。

〈10.〉以上に続いて問題となるのは、事務管理人や本人の友人に支払った永借人は、適切に弁済したと解されて本人から解放されるという意味で免責されるのかどうかである。ガイド・パーパ『判決集』判決173及び同前掲『助言集』がそこに説明される区別と共にそう述べているし、ヒッポリトゥス[・リミナルドゥス]の学説彙纂48巻18章「尋問について」第1法文3節注釈第5段、パリス『封回復論』38頁、カビュキウス『ナポリ王国神聖顧問会判決集』判決16もそうである。

〈11.〉

一方、この点が、封の保有者にも当てはまるか否か、つまり、奉仕の提供あるいは奉仕に関する支払いによって、受封者が一年と一日以内に〔前保有者の〕死去を通知しなかったとしても、目的物の没収は免除されると解されるのかどうかについては、アッフリクティスが封建法書1巻22章「臣下はいつまでに授封を求めるべきか」第1節注釈においてこれを肯定している。ただし、王国国庫法院では反対の実務が行われている。すなわち、1550年に、偉大なルクウス・デ・ロフレドの事件において、通知をしなかったことを理由として二倍額の安堵金の支払いを彼に命じた。この点について、後記判決265の注記第6番で私が述べたところを参照されたい。判決記録者はマリヌス・マエゾヌスである。

〈12.〉第四の問題、すなわち、慣習法の証明にあたって何が求められるのかについては、後記判決321への補注を参照せよ。特に、封を封主の同意なしに有効に譲渡できるとの慣習法の証明如何について、クルティウスが前掲『封論』第4部問題19第110番36頁が説明しており、また同じ箇所でクルティウスは、他の人々の論ずるところに依拠して、制定法についても、それが有効であるとすれば如何なる場合かを説明している。ヤコブス〔・デ・ラウァニス?〕もその『授封論』文言「譲渡禁止特約を伴い」第15番及び第16番45頁でこの点について説明していて、この種の慣習法や制定法が有効である旨特に是認している。以上が、負担免除の封についても妥当するの否かについては、パリス『封回復論』第20番、及び、クルティウス前掲箇所37頁。

〈13.〉これに対して、第五の問題に関しては、受封者が不毛地や価値のほとんどない土地を同意の手続なく譲与できることを肯定しているのは、グイド・バーバ『判決集』判決156の結論及び判決594である。教会財産については、賢明なるアンドレアス〔・モルフェシウス?〕の『ナポリ慣習法注解』王国勅法「神聖なる記憶云々」の文言「減少させる云々」への注釈が述べていて、それによれば、皇帝フリードリヒ〔II世〕の記録文書では、そのような価値の低い僅かな地所や建物については、耕作され増価されたり、あるいは、収穫の一部が金銭によらずに納められる限り、同意のない譲与が可能であるとされているという。アンドレアス〔・デ・イセルニア〕も、封建法書2巻37章「封主の兄弟を殺害した者は封を失うのか否か」第1節の注釈末尾、及び、同2巻40章「コラルドゥスの章勅について」第1節への注釈第8番において同様に述べており、封の増価のために譲与されるというのがその理由とされる。アッフリクティスも、カセルタCaserta伯について、ある者に対して為された荒蕪地の譲与が収穫に関して貢納量が少ないとの理由で無効であるとされた旨、前記王国勅法「神聖なる記憶云々」への注釈第66番及び王国勅法「権威によって云々」への注釈末尾で指摘し、これを是認している。この問題に続いてその箇所では、森におおわれた沼地について開墾するために譲与できるとされた旨、ガルダ地方について言及されている。〈14.〉パリス『封回復論』149頁も

この点について同旨であり、僅かなものについては支払われる必要はないというのがその理由とされる。ヤーソンの学説彙纂2巻8章「担保を強制される者、宣誓によって約束する者、自らの約束に責任を負う者について」第15法文注釈冒頭箇所において、そのような僅かなものについて同様のものを挙げているが、より詳細にはアイモ『助言集』助言182に列挙されている。教会の高位聖職者についても同じことが当てはまる。つまり、高位聖職者は、教皇の同意が無くてもそのような僅かな地所を永代賃借として譲与できるのであり、上に引用した法に加えて、[アンドレアス・]バルバティアの別書3巻13章「教会財産の譲渡の可否について」第1節注釈ヤソキヌス『助言集』第2巻助言208末尾近くがその旨を認している。〈15.〉後者では、教会の不毛で何らの収穫もない土地に建物を築造した者について、聖職者等が悪意ならば、立ち退かせることはできない旨指摘されている。同様に、グラマティクス『助言集』助言28も、教会の不毛地を開墾改良した者について、これを奪われてはならないと解している。〈16.〉というのも、勅法彙纂7巻41章「別の状態へと変化した沖積地、沼沢地、牧草地について」第3法文にあるとおり、彼の労働は何人にとっても不利益となってはならないからであり、同法文の標準注釈には、労働が不利益となるとき、勅法彙纂8巻43章「弁済及び免除について」第24法文にあるとおり、人間を取り巻く欠乏は増大する、とある。バルドゥスのこの第24法文注釈が、そのように改良された財産を保有者から取り上げる卑しむべき高位聖職者に対して述べている点も注意すべきである。すなわち、反対であれば欲しなかったであろうものを欲してはならないのである。以上の点については、学説彙纂19巻2章「貸主訴権及び借主訴権について」第25法文6節の標準注釈においても言及されており、そこには、不作が生じた場合には賃料の免除を求められるとしても、賃貸目的物の改良によって収穫が増加したからといって地代を増額してはならない、とある。封については、アンドレアスの封建法書2巻33章「授封の慣習について」第1節末尾の注釈を参照されたい。増価分について封臣は支払いを義務づけられるのである。以上チューザレ・ウルスイツリ。